

# 令和8年度豪州における日本産サケ類の輸入解禁に向けた 調査・分析委託事業のうちアユ調査 仕様書

## 1 事業目的

豪州は、豪州が動物衛生上問題視する疾病のリスクがないことを認めた国からのみサケ類（豪州側の定義により、アユを含む。以下同じ。）の輸入を解禁しており、豪州における日本産サケ類の輸入を解禁するためには、日本産サケ類の輸入による動物衛生上のリスクがないことを示す調査・分析等を行う必要がある。

本事業は、日本産サケ類製品の輸入解禁に向けた豪州との協議のため、豪州側が動物衛生上問題視している疾病が発生していないこと等を示す調査・分析等を行うことを目的とする。

## 2 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 3 事業内容

本事業は、次により実施するものとする。

### (1) 調査事項及び調査方法

調査・分析に当たっては、国際獣疫事務局（以下、「WOAH」という。）が定めるWOAHコード及びWOAHマニュアルに基づいて行い、WOAHコード及びWOAHマニュアルに記載がない疾病については、科学的論文に基づいた方法で行う（別添1参照）。

なお、サケ類の輸入に関する豪州の考え方については、以下のホームページに掲載されている資料を参照すること。

「Import Risk Analysis on Non-viable Salmonids and Non-salmonid Marine Finfish, July 1999」

<https://www.agriculture.gov.au/biosecurity/risk-analysis/animal/salmon>

#### ア 検体となるアユの入手

本調査・分析を行うため、検体となる漁獲直後のアユを7月末までに漁協等から入手する。

なお、当該検体数は、WOAHコード、WOAHマニュアル及び科学的論文に基づき算定すること。

#### イ アユを対象とした調査・分析

##### ① 病原体の保有状況調査・分析

豪州がアユに関して調査を必要としている以下の病原体の保有状況を調査・分析する。ただし、対象となる病原体は、豪州の指示がある場合、本業務開始後に変更する場合がある。

1) *Infectious Haematopoietic Necrosis virus*

2) *Aeromonas salmonicida*

3) *Renibacterium salmoninarum*

##### ② 試験手技の認証

調査の前に、予め国が定める第三者機関（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所）による試験手技の認証を得てから行う。

なお、試験手技の認証に係る経費は、別添2を基に算定すること。

ウ 調査・分析結果の取りまとめ及び英訳作成

豪州政府当局と水産庁の協議に当たり、使用する資料として、②による調査・分析結果を取りまとめるとともに、英訳を作成する。

エ 調査・分析に関する資料及び英訳作成

豪州政府当局と水産庁の協議に当たり、豪州政府当局から②の調査・分析に関する手順書等の資料提供を要求された場合には、必要な資料及び英訳を作成する。

オ 豪州政府当局からの問合せ等対応

豪州政府当局と水産庁の協議に当たり、令和6年10月に実施された現地査察を踏まえた調査・分析等に関する豪州政府当局からの質問等があった場合には必要な資料及び英訳を作成する。

(2) 打合せ

委託事業開始時や報告書等作成時など、水産庁漁政部加工流通課担当者が求めるときに当該担当者と打合せを行う。

#### 4 資料等の貸与及び返還等

希望者から申し出があれば、5(3)の提出場所で、本事業に係る前年度以前の調査報告書等を参考資料として貸与できるものとする。

なお、貸与した資料は、事業終了までに返還すること。

#### 5 成果品

事業が終了した際に納入する報告書等については、以下のとおりとする。

(1) 提出時期

ア 事業実績報告書：令和9年3月19日まで

イ 3(1)の取りまとめ結果（和文及び英文）：令和9年3月19日

ウ 3(2)の打合せ記録：当該打合せ終了後、速やかに提出

(2) 提出部数

ア 事業実績報告書：電子媒体（メール等で提出）

イ 3(1)の取りまとめ結果（和文及び英文）：電子媒体（メール等で提出）

ウ 3(2)の打合せ記録：電子媒体（メール等で提出）

(3) 提出場所

水産庁漁政部加工流通課水産物貿易対策室（本館8階 ドアNo.本876）

#### 6 事業実績報告書

事業が終了した場合（本事業を中止し、又は廃止した場合も同様）は、実績報告書を提出すること。

#### 7 その他

- (1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。
- (5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。
- (6) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
- ア 適正な防除
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号) 等
- イ エネルギーの節減
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和 54 年法律第 49 号) 等
- ウ 悪臭及び害虫の発生防止
- ・悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) 等
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)
  - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7 年法律第 112 号) 等
- オ 生物多様性への悪影響の防止
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
  - ・水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)
  - ・水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 等
- カ 環境関係法令の遵守等
- ・労働安全衛生法 (昭和 45 年法律第 57 号)
  - ・環境影響評価法 (平成 9 年法律第 81 号)
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成 10 年法律第 117 号)
  - ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号) 等
- (7) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義等が生じた事項については、速やかに当庁担当者と協議すること。
- (8) 事業における人件費の算定等に当たっては、「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (9) 本事業の試験手技の認証に当たり対象となる経費は、別紙 2 に掲げるものとする。
- (10) 受託者は、事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減の

どりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～カの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## 調査・分析方法について

調査・分析に当たっては、国際獣疫事務局（以下、「WOAH」という。）が定める WOAH コード及び WOAH マニュアルに基づいて行い、WOAH コード及び WOAH マニュアルに記載がない疾病については、科学的論文に基づいた方法で行う。

WOAH コード及び WOAH マニュアル：

<https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/>

WOAH コード Chapter 1.4. Aquatic animal health surveillance に調査に必要な検体数、調査方法が記載されている。

[https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/aquatic-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre\\_aqua\\_ani\\_surveillance.htm](https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/aquatic-code-online-access/?id=169&L=1&htmlfile=chaptre_aqua_ani_surveillance.htm)

対象疾病の検査法については、以下を参照。なお、WOAH のリスト疾病ではない対象疾病の検査法については、科学的論文があれば、その検査方法でも可能。

① Infectious Haematopoietic Necrosis virus (WOAH のリスト疾病)

WOAH コード：

[https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/aquatic-code-online-access/index.php?id=169&L=1&htmlfile=chaptre\\_ihn.htm](https://www.woah.org/en/what-we-do/standards/codes-and-manuals/aquatic-code-online-access/index.php?id=169&L=1&htmlfile=chaptre_ihn.htm)

WOAH マニュアル：

[https://www.woah.org/fileadmin/Home/eng/Health\\_standards/aahm/current/2.3.0\\_5\\_IHN.pdf](https://www.woah.org/fileadmin/Home/eng/Health_standards/aahm/current/2.3.0_5_IHN.pdf)

② *Aeromonas salmonicida*

参考：Detection of *Aeromonas salmonicida* in wild Atlantic salmon using a specific DNA probe test. Mooney, J, Powell, E, Clabby, C and Powell, R (1995)

③ *Renibacterium salmoninarum*

参考：[https://microbiology.usgs.gov/diagnostic\\_protocols.html](https://microbiology.usgs.gov/diagnostic_protocols.html)

## 試験手技の認証に係る経費

豪州における日本産サケ類の輸入解禁に向けた調査・分析委託事業における病原体の保有状況調査・分析の実施にあたり、事業の受託者が第三者機関（国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所）による試験手技の認証を得ていない場合は、本事業を実施するため、試験手技の認証を得ることとし、認証に必要な経費として、受託者が第三者機関に支払う経費は、以下のとおりとする。

なお、受託者が既に第三者機関による認証を得ている場合は、本事業実施のために再度認証を得る必要はない。

## 1. 1 疾病のみの認証を受ける場合

疾病	認証する試験手技	税抜き価格 (円)
Infectious haematopoietic Necrosis virus (以下、「IHN」という。)	ウイルス分離、RT-PCR	430,390
Renibacterium salmoninarum (以下、「R. salmoninarum」という。)	リアルタイムPCR	315,390
Aeromonas salmonicida (以下、「A. salmonicida」という。)	菌分離、PCR	407,390

## 2. 2 疾病の認証を受ける場合

疾病	認証する試験手技	税抜き価格 (円)
IHN 及び R. salmoninarum	ウイルス分離、RT-PCR、 リアルタイム PCR	610,780
IHN 及び A. salmonicida	ウイルス分離、RT-PCR、 菌分離、PCR	702,780
R. salmoninarum 及び A. salmonicida	リアルタイム PCR、 菌分離、PCR	587,780

## 3. 3 疾病の認証を受ける場合

疾病	認証する試験手技	税抜き価格 (円)
IHN、R. salmoninarum 及び A. salmonicida	ウイルス分離、RT-PCR、 リアルタイム PCR、 菌分離、PCR	887,450

様式

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当

・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。		
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（ ）

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由  
（ ）

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

